

◎岡山県告示第二百五十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、要措置区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 要措置区域として指定する区域

備前市吉永町南方字小高坊一〇番四の一部、同字柏原西一二三番の一部、一二五番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 講ずべき措置

規則別表第六の一の項の中欄に定める地下水の水質の測定

四 備考

1 指定する要措置区域の詳細は、省略し、当該要措置区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成三十一年三月二十七日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。